

競技会の参加にあたって

(一財) 北海道水泳連盟

- 1 (公財)日本水泳連盟 団体・競技者登録について
 - (1) (公財)日本水泳連盟 (以下、「日水連」という。)の公式競技会および(一財)北海道水泳連盟 (以下、「本連盟」という。)の公式競技会に出場する団体および競技者は、出場競技会当該年度の団体・競技者登録を完了していること。ただし、登録を抹消された者は、すべての公式競技会及び公認競技会に出場できない。
 - (2) 本連盟の加盟団体(水泳協会・SC協会)が主催する公認競技会も同様とする。また、未公認の競技会も競技者登録を完了していることが望ましい。
 - (3) 登録を完了した団体(学生委員会登録団体を含む)は、練習場所(プール等)所在地の加盟団体(水泳協会)にも登録すること。(加盟団体推薦競技役員等に影響する。)
- 2 公式・公認競技会と公認記録について
 - (1) 公式・公認競技会
 - ① 日水連の公式競技会は、日水連ホームページの各種別大会情報に掲載の競技会とする。
 - ② 本連盟の公式競技会は、本連盟ホームページの競技会日程ページ「公式競技会日程一覧」に掲載の競技会とする。
 - ③ 本連盟の公認競技会は、本連盟ホームページの競技会日程ページ「公認競技会日程一覧」に掲載の競技会とする。
 - ④ 他都府県で開催の競技会については、主催の連盟または協会等へ確認のこと。
 - (2) 公認記録
公認記録とは、上記(1)の①～③および他都府県開催の公式・公認競技会において認められた記録で、日水連の競技結果検索サイト「Result of Japan Swimming」に掲載された記録をいう。
- 3 競技者の参加年齢の決定は、大会当日(第1日)を基準とする。ただし、夏季J0予選、春季J0予選については全国大会の第1日とする。
- 4 競技会の申込みについて ※中学校、高等学校、公認競技会については各要項を参照のこと。
 - (1) エントリーはWeb-SWMSYSを利用して行う。ただし、要項に特別の定めがある場合はこの限りでない。
 - (2) 申込みに必要な書類は各競技会要項に記載する。
 - (3) 申込方法(メールまたは郵送)
 - ① メールの場合は、件名を『競技会申込み』、本文に『登録団体名と担当者名』を記載し、必要書類を添付して以下のアドレスへ送信のこと。
北海道水泳連盟メールアドレス hsf@giga.ocn.ne.jp
 - ② 郵送の場合は、配達証明の残る簡易書留や追跡できるレターパック(ライト可)・宅配便等を利用して必要書類を郵送のこと。普通および速達郵便は不可とする。
〒062-0905 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1
北海道立総合体育センター内
(一財)北海道水泳連盟 競技委員会 宛
 - ③ 大会毎に設定された申込締切日を厳守すること。書類の遅着は認めない。
- (4) 申込金振込先 ※振込名はチーム名で、入金内容を記入すること。
銀行名 : ゆうちょ銀行
口座名 : (財)北海道水泳連盟
口座番号 : 02720-9-1911
他の金融機関から 店番:279/店名:二七九店(ニナナキュウ) /口座番号:当座0001911
※道水泳連盟事務局へ書類持参の場合は、現金での支払いを可とする。

(5) 領収証について

領収証の発行を希望する団体は、以下のいずれかの方法で請求のこと。

① メールの場合は『日付・宛名・金額・内訳』等をメール本文に記載のこと。参加費の入金を確認後、メールにて領収証を送付する。

② 郵送の場合は『日付・宛名・金額・内訳』等を記載したメモを同封のこと。領収証は二次要項に同封する。二次要項発送前に受取を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を作成(住所・宛名を必ず記入)し同封または別途道水泳連盟へ郵送のこと。

(6) 一度納めた申込金は、理由の如何にかかわらず返金はしない。

(7) Web締切後、当連盟ホームページにエントリー情報を掲載する。掲載期間は各競技会要項を確認のこと。

(8) エントリー時と異なる団体からの出場は認めない。ただし、転居等のやむを得ない事情の場合は、予め本連盟へ申し出ること。

5 参加費等について

	個人種目 (1種目)	リレー種目 (1種目)	プログラム配信料 (参加選手1名)	プログラム (要予約)	速報データ (要予約)	団体参加費 (1団体)
ジュニア室内	1,300円	なし	700円	1,200円	1,500円	なし
夏季J0予選						
北海道スプリット		3,600円				なし
春季J0予選						
北海道選手権	2,400円	なし	800円	なし		
春季記録会	1,300円	3,600円				
国スポ予選 (個人種目代は 北海道選手権と 共通)	2,400円	選手保険料 1名3,000円 監督保険料 1名3,000円	700円	1,200円	1,500円	なし
チャレンジレース (夏季・春季)	2,600円	3,600円	なし	なし	なし	なし

6 ADカードについて

競泳・飛込・AS競技においては、出場選手、監督、コーチ、観覧者へADカードを発行する。

(1) 参加選手、監督・コーチ、観覧用のADカードは、事前に参加登録団体へ郵送する。なお、監督・コーチについては、Web-SWMSYSの競技会集計の際に氏名を記入すること。また、申請する監督・コーチについては日頃より指導に携わっている者(コーチ資格等の有資格者が望ましい。)とする。

(2) ADカードは、折る・切るなど形を変えずフォルダーに入れ、入館時から退館するまで常に首から提げること。なお、ADカードのフォルダーは各自で準備のこと。

仕様：ネクストラップ付きカードフォルダー(縦型)

サイズ：はがきサイズ(100mm×148mm)

(3) ADカードがない場合は、会場への入場および競技への参加はできない。再発行を希望する場合は、観覧用を含め所属チームの担当者が会場受付で手続きを行うこと。

7 不行跡行為に対する制裁について

以下の行為については、行為者および所属団体を含め以後の競技会への参加を認めない等の制裁を課すことがある。

① 不正な大会エントリー

② 故意に競技の進行を妨げる行為

③ 競技役員・看護師・救助員等の指示を無視する行為

④ 大会の品位を著しく傷つける行為

本連盟で承認されている公認競技会においては、次年度からの公認取り消しも視野に入れる。

⑤ 開催時に公認競技会の基準を満たしていない場合

8 商業ロゴマーク等の規制について

全ての競技者、監督、コーチ及び役員は、アリーナ内の定められた場所において(公財)日本水泳連盟の「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」に従わなければならない。(違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある。)

9 監督者会議への出席について

競技会に監督者会議が設定された場合は、参加団体の監督または代表者が必ず出席し、決定された指示や連絡事項を競技者に適切に伝達すること。また、監督・コーチは、競技規則および競技会要項(「競技会の参加にあたって」を含む)を熟知していること。

10 本連盟の公式競技会・公認競技会は、全自動審判計時装置を使用する。

11 記録の公認

(1) 本連盟が公認する記録は、本連盟及び(公財)日本水泳連盟の公式競技会・公認競技会で公認された記録(国際大会を含む。)であり、かつ、本連盟及び加盟団体を代表して参加した場合に限られる。

(2) 本連盟及び(公財)日本水泳連盟の公式競技会において発生した北海道新記録(タイ記録を含む。)は即日公認とし、道内または他都府県で開催の公認大会については、新記録発生の申請を受理後、審査を経て公認となる。

12 競技役員のパ遣と競技会運営負担金について

(1) 加盟団体(水泳協会)は、所属する団体が本連盟の公式競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加する場合は、その競技会へ有資格の競技役員1名を派遣すること。派遣競技役員については、推薦書をメール又はFAXにて送付のこと。なお、有資格の競技役員を派遣できない場合は、競技会運営負担金として6,000円を納入すること。

(2) 登録団体が公式大会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加する場合は、以下の競技役員を派遣すること。なお、派遣できない場合は競技会運営負担金を納入すること。

参加人数	競技会 開催日数	派遣競技役員の数と資格	派遣できない場合の 競技会運営負担金
1～29名	1日	有資格者1名	6,000円
	2日	<u>両日とも</u> 有資格者1名 ※各日で交代可能	6,000円 (1日のみ派遣でも同様)
30名以上	1日	有資格者1名と 有資格または無資格者1名の 計2名	1名につき6,000円 ※最大:12,000円
	2日	<u>両日とも</u> 有資格者1名と 有資格または無資格者1名の 計2名 ※各日で交代可能	1名につき6,000円 (1日のみ派遣でも同様) ※最大:12,000円
※2日間開催の競技会において、所属選手がいずれか1日だけに エントリーの場合は出場日のみの派遣でもよい。			出場日に派遣できない場 合は6,000円

- (3) 派遣する無資格者が研修役員として参加する場合は、必ず所属の水泳協会へ連絡をすること。
- (4) 上記(1)、(2)の派遣競技役員が当日欠席の場合は、競技会運営負担金として後日請求する。
- (5) 本連盟の公式競技会（中学校・高等学校関係大会を除く。）に参加を希望する以下の団体は、競技役員^の派遣義務を免除する。
 - ① 実業団登録の団体
 - ② 北海道以外の都府県連盟（協会）登録の団体
 - ③ 学生委員会の各支部登録団体。ただし、北海道内の大学で本連盟加盟団体の水泳協会へ加入（登録）を行っていない場合は免除対象外とする。

13 障害保険について

本連盟の公式競技会に参加する15歳以下（中学生以下）の者は、スポーツ障害保険またはそれに準ずる保険に加入していること。

14 競技会参加の同意について

本連盟の公式競技会（中学校・高等学校関係大会を除く。）参加にあたり、競技会へのエントリーを以て別紙の「競技会参加の同意について」に同意したも^のとする。参加登録団体については、「競技会参加の同意について」を所属する競技者及び保護者へ必ず周知のこと。

15 個人情報及び肖像権の取扱いについて

本連盟の公式競技会・公認競技会における個人情報及び肖像権の取扱いについては、「公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」（（公財）日本水泳連盟、平成27年4月1日付）を準用する。